

佐賀県告示第 192 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 諸富西島線	神崎市千代田町迎島字八本松 2789 番地先 から 神崎市千代田町迎島字七本松 2615 番地先 まで	平成 29 . 3 . 1
	神崎市千代田町迎島字五本柳 1070 番 1 地 先から 神崎市千代田町迎島字迎一本松 47 番 7 地 先まで	〃